

医療病棟重要事項説明書

当病棟が提供するサービスと自己負担額は以下のとおりです。

I. 医療保険給付によるサービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
生活療養 標準負担額	食事時間 朝食 7時50分～ 昼食 12時～ 夕食 17時15分～	※下記「食事代・光熱水費について」を 参照ください。 市町村民税非課税の方は区分に応じて 軽減措置があります。
看護・介護	医療病棟は西館・東館3階の2病棟です。 療養病棟入院基本料20対1入院基本料を算定しています。 当病棟では1日に36人以上の看護・看護補助者が勤務しています。 時間帯毎の配置は次のとおりです。 西館病棟 ・8時30分～16時30分まで 看護・看護補助者の1人当たりの受持ち人数は5人以内です。 ・16時30分～0時30分まで 看護・看護補助者の1人当たりの受持ち人数は30人以内です。 ・0時30分～8時30分まで 看護・看護補助者の1人当たりの受持ち人数は30人以内です。 東3病棟 ・8時30分～16時30分まで 看護・看護補助者の1人当たりの受持ち人数は4人以内です。 ・16時30分～0時30分まで 看護・看護補助者の1人当たりの受持ち人数は28人以内です。 ・0時30分～8時30分まで 看護・看護補助者の1人当たりの受持ち人数は28人以内です。	保険証の負担割合の表示のとおり、 1割・2割・3割をお支払いいただきます。 (57,600円～) ※過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に 達した場合、4回目から「多数回該当」 となり、上限額が変更となります。 (44,400円～) ※市町村民税非課税の方は区分に応じて 軽減措置があります。 区分Ⅰ : 15,000円 区分Ⅱ : 24,600円

II. 医療保険給付外サービス

●生活療養標準負担額(食事代・光熱水費代)について

65歳以上(令和8年6月1日～)

所得区分	医療区分 Ⅱ・Ⅲ	医療区分 Ⅰ
一般	(食 費) 1食につき 510円 (光熱水費) 1日につき 430円	(食 費) 1食につき 510円 (光熱水費) 1日につき 430円
区分Ⅱ	(食 費) 1食につき 270円 過去1年間の入院に数が90日超の場合220円 (光熱水費) 1日につき 430円	(食 費) 1食につき 270円 (光熱水費) 1日につき 430円
区分Ⅰ	(食 費) 1食につき 130円 (光熱水費) 1日につき 430円	(食 費) 1食につき 160円 (光熱水費) 1日につき 430円
老齢福祉年金受給者	(食 費) 1食につき 130円 (光熱水費) 1日につき 0円	(食 費) 1食につき 130円 (光熱水費) 1日につき 0円

※医療区分とは、療養病棟において、患者の医療の必要度を評価するための指標のことで、区分Ⅱ・Ⅲに相当する

「対象疾患」「対象となる状態」が規定されており、該当する項目がなければ区分Ⅰとなります。

※上記金額については全て非課税です。

※難病患者については所得区分にかかわらず光熱水費の負担は0円、医療区分Ⅱ・Ⅲ(一般)の食費は330円です。

※低所得(区分)Ⅱの期間の入院日数が過去12ヶ月で91日以上の場合はマイナ保険証の有無にかかわらず市町窓口で申請が必要です。

【所得区分の詳細について】

一般 … 現役並み所得者、区分Ⅰ・区分Ⅱのどれにも該当しない方

区分Ⅱ … 同じ世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方

区分Ⅰ … 同じ世帯の全員が住民税非課税で世帯全員の所得が0円、または老齢福祉年金受給者
(年金の所得は控除額を80万円として計算)

【食事代の減額について】

所得区分が区分Ⅰ・区分Ⅱに該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口に表示することにより、食費の自己負担額が上記の表の金額に減額されます。(提示がないと適応できません。)

認定証は市役所窓口又は出張所にて申請してください。(詳しくは加入している保険者までお問い合わせください。)

●食費・光熱水費代以外の保険給付外サービスについて

	金額(税込)		単位	内 容
おむつ代	198円	大サイズ	1枚	必要に応じて当院指定の紙おむつを使用します。 (利用されない場合は徴収いたしません。)
	99円	小サイズ	1枚	
理髪	3,000円	カットのみ	1回	業者の方が週に2～3回来院されます。 ご希望の場合は病棟スタッフにお申し出ください。
	3,500円	カット+髭剃り	1回	
洗濯代	385円	タオル・バスタオル 下着 食事時のエプロン等	1日	希望される方は洗濯院内いたします。 ※洗濯持帰りをご希望でも、やむを得ず院内洗濯のご相談をすることもあります。 ※破損・劣化については責任を負いかねる場合があります。
	300円	タオルケット洗濯	1回	
テレビ レンタル代	110円		1日	※テレビカード式ではありません。 ※テレビのお持ち込みについてはご遠慮いただいております。
病衣 レンタル代	110円		1日	※故意による破損は弁償していただきます。
口腔ケア 用品代	150円	タフト24	1本	ご状態に応じて当院指定の口腔ケア用品を使用します。 (利用されない場合は徴収いたしません。)
	250円	マウススポンジ 10本組	1セット	
	380円	エラック	1本	
	750円	お口うるるジェル(保湿剤)	1本	
特別室	3,850円	個室 西館:206号・207号・208号 210号・211号・212号 213号・215号	1日	ご希望の方は受付にお申し付けください。
	2,750円	2人部屋 東館:310号・311号	1日	
購入代行	患者様・ご家族様が希望される物品等を当院の売店(HOW)等で購入したものについては 入院費と合わせて請求いたします。なお、購入明細書等につきましては請求書に同封いたします。			
文書代	1,100円	生計同一証明書	1通	診断書・証明書等の依頼をされた場合、文書代をいただきます。 ご希望の方は受付にお申し付けください。
	2,200円	おむつ使用証明書	1通	
	3,300円	診断書(当院様式)	1通	
	4,400円	死亡診断書	1通	
	5,500円	生命保険会社提出用 診断書・証明書	1通	
	5,500円	特定疾患臨床調査個人票	1通	
	5,500円	身体障害診断書	1通	
	5,500円	成年後見人診断書	1通	
	5,500円	上記以外の診断書・証明書 (書式問わず)	1通	
診療録 開示関係	5,500円	診療録開示手数料	1回	診療情報開示には別途申出書があります。 ご希望の際は受付にお申し付けください。
	5,500円	医師による説明 (30分以内)	1回	
	11,000円	医師による説明 (30分以上1時間未満)	1回	
	5,500円	医師による説明 (以後30分増すごとに)	1回	
	55円	診療録コピー代	1枚	
	1,100円	画像データ等CDコピー代	1枚	
	5,500円	要約書交付料	1回	
その他	2,950円	浴衣代	1着	お持ち込まれる方は病棟スタッフにお申し付けください。
	110円	証明写真(4cm×3cm)2枚組	1セット	ご希望の方は受付にお申し付けください。
	4,950円	エンゼルケア	1回	病棟にて判断します。
	5,850円	エンゼルケア(腔用含む)	1回	

Ⅲ. 苦情等申立窓口

当病棟のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、

当病棟窓口担当者 十川・岸本・松村・山本(本館受付)までお気軽にご相談ください。

山口若宮病院施設基準の内容及び費用について

山口若宮病院
令和8年6月1日

・中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

・診療日及び診療時間

月～金	9:00～12:00	13:00～17:00	土日祝	休み
-----	------------	-------------	-----	----

・次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

療養病棟入院基本料

療養病棟療養環境加算1

療養病棟療養環境改善加算1

診療録管理体制加算3

データ提出加算2・4

CT撮影及びMRI撮影

がん性疼痛緩和指導管理料

がん治療連携指導料

医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術

胃瘻造設時嚥下機能評価加算

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

入院ベースアップ評価料

・当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

項 目	単 位	金 額
紙オムツ(テープ止め・パンツ)	1枚	198円(税込)
紙オムツ(パッド)	1枚	99円(税込)
洗濯代	1日	385円(税込)
病衣代	1日	110円(税込)
散髪代 (カットのみ)	1回	3,000円(税込)
(カット＋髭剃り)		3,500円(税込)
テレビ貸与代	1日	110円(税込)

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

・当院の特別の療養環境室は、以下のとおりです。入院を希望する方は相談室へお越しください。

病棟・病室番号	病床数	料 金
西館病棟2階		
206室 207室 208室 210室	個室(1床)	3,850円(税込)
211室 212室 213室 215室		
東館3階病棟		
311室 312室	2人室(2床)	2,750円(税込)

令和 元年 11 月

山口若宮病院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」 の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

電子的診療情報連携体制整備加算に関する揭示

- ・当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。
診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に揭示いたします。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しております。
- ・マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

医療法人社団若宮会
山口若宮病院
令和8年6月1日

口腔管理連携加算に関する掲示

当院は入院患者様の口腔機能の維持・改善および誤嚥性肺炎等の予防を

目的として、歯科医療機関と連携した口腔管理を実施しております。

入院中の患者様には、必要に応じて歯科医師による訪問歯科診療を

受けていただく場合があります。

連携歯科医療機関	所在地	電話番号
長崎歯科	山口県山口市宮島町 8-12	083-923-0808

医療法人社団若宮会

山口若宮病院

令和 8 年 8 月 1 日